

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月9日
【会社名】	株式会社クリムゾン
【英訳名】	CRYMSON Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 姚 健
【本店の所在の場所】	東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
【電話番号】	03 - 5637 - 0505
【事務連絡者氏名】	専務取締役 兼 管理本部長 児玉 俊明
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
【電話番号】	03 - 5637 - 0505
【事務連絡者氏名】	専務取締役 兼 管理本部長 児玉 俊明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 342,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 90,342,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	60個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	342,000円
発行価格	新株予約権1個につき5,700円（新株予約権の目的である株式1株当たり57円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年1月31日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クリムゾン 管理本部 管理部 東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
払込期日	平成24年1月31日（火）
割当日	平成24年1月31日（火）
払込取扱場所	株式会社 三菱東京UFJ銀行 押上支店

- (注) 1. 第2回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行は、平成23年12月9日（金）開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであり、平成24年1月30日（月）開催予定の臨時株主総会による承認が条件となります。
2. 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社クリムゾン 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式6,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、15,000円とする。但し、行使価額は本欄第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>90,342,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成24年1月31日から平成26年1月30日(但し、平成26年1月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社クリムゾン 管理本部 管理部 東京都墨田区亀沢四丁目17番17号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社 三菱東京UFJ銀行 押上支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降、JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の150%を上回った場合、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」、本欄、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

## 2. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

### 3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

### 4. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先との間で締結される第三者割当契約(以下「本契約」といいます。)に基づき、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指示(以下「行使指示」といいます。)することができます。

具体的には、当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定以上を超過した場合(かかる場合を以下「条件成就」といい、6連続取引日以上連続した場合には連続している限り毎日条件成就するものとします。)、市場環境及び他の資金調達方法を総合的に検討し、当社の裁量により、当社普通株式の出来高数に応じた一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示(行使指示)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、株価、出来高等の一定の条件を満たすことを前提として、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、行使指示をした日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、行使指示をした日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高の15%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数の範囲で行われます。

また、行使指示をした日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、行使指示をした日のJASDAQ市場における当社株式の出来高の20%を、本新株予約権1個の目的である株式数100株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数の範囲で行われます。従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が1に満たない場合は、当社は行使指示することができません。

よって、当社が行使指示をすることができるのは、行使指示をする日のJASDAQ市場における当社普通株式の出来高が、行使指示をする日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合においては334株以上である必要があり、行使指示をした日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合においては250株以上である必要があることとなります。

なお、行使指示は、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先と当社の代表取締役会長である茂木眞一氏が締結した株式貸借契約に基づき保有している当社普通株式の数を超えないように行われます。

また、行使指示は2連続取引日指示できず、行使指示の株数は上記株式貸借契約の範囲内(1,000株)としております。

### 5. 本新株予約権の譲渡指示

当社は、本契約に基づき、割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として他の第三者への譲渡を指示(以下「譲渡指示」といいます。)することができます。当社といたしましては「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載の通り、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した資金調達先が確保できた場合には、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して本新株予約権の譲渡指示をすることが可能となります。また、譲渡指示を行う場合には、当社にて本新株予約権の割当予定先と同等の調査を譲渡先に対しても行います。なお、本契約においては、割当予定先が本新株予約権の譲渡を行う場合には、上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

### 6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の募集要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、本有価証券届出書の効力発生を条件とする。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
90,342,000	4,200,000	86,142,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(342,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(90,000,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の発行に関し、投資家の紹介に関するアドバイザー報酬はございません。発行諸費用は、登記費用、弁護士費用、割当予定先調査費用、価格算定費用、その他費用であります。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

### (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額86,142,000円の使途といたしましては、商品仕入資金及びシステム構築費用を予定いたしており、具体的な内容としましては以下のとおりとなります。なお、本新株予約権の割当予定先の保有目的は純投資であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。また一方で、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しておりますので行使が促進されるものと考えております。しかしながら、株価が行使価額を上回らない状況が続き、十分な資金調達ができない可能性がございます。その場合には、事業計画の見直しを行うとともに、新たな資金調達手段の検討を進めていく所存です。

具体的な使途	金額	支出予定時期
商品仕入資金 展開3年目のカジュアルウェアブランド(注2)の売上拡大及び既存展開しておりますカジュアルウェアブランドでの主軸アイテム(Tシャツ及びスエット素材)の販売強化計画に対する商品仕入資金。	76,142,000円	平成24年3月～平成26年1月
システム構築費用 得意先との商品受発注や決済の情報を電子的にやり取りするためのデータ形式変更に伴うシステムの構築費用。	10,000,000円	平成24年3月～平成24年12月

(注) 1. 本新株予約権が行使された場合、支払時期までの資金管理につきましては、リスクの低い銀行預金等とし、安定的に管理を行う予定です。

2. 自社所有ブランド及び海外ライセンサーからブランドの使用許諾を取得したブランドです。



## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本第三者割当による第2回新株予約権の発行のほか、平成23年12月9日(金)開催の当社取締役会において、別件新株式の発行を決議しております。別件新株式(以下「本株式」といいます。 )の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。 )の概要は以下のとおりであります。

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：15,100株
- (3) 発行価額の総額：249,995,600円
- (4) 発行価格：1株につき金16,556円
- (5) 募集の方法：第三者割当
- (6) 割当予定先：茂木眞一に当社普通株式8,300株、勝時国際物流有限公司に当社普通株式6,800株を割り当てる。
- (7) 申込期日：平成24年1月31日
- (8) 払込期日：平成24年1月31日
- (9) その他：発行価額の総額を金銭以外の財産の現物出資(デット・エクイティ・スワップ、以下「DES」といいます。 )による方法で割り当てます。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー 東館1階
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	1,000万円
設立年月日	平成21年2月
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦(出資比率100%)

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成21年頃から勝時国際物流有限公司より運転資金を借り入れるなどしていたため、各種の資金調達について随時検討しておりましたところ、平成22年9月頃に、今回の新株予約権の設計を担当した株式会社プルータス・コンサルティングから、当社、専務取締役であります児玉俊明氏が、本新株予約権の割当予定先でありますマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」という。 )をご紹介頂き、代表取締役である浦谷元彦氏とお会いし、新株予約権の発行による資金調達の説明並びにこれまでの実例についてご説明いただきました。しかしながら、その

際には第三者割当増資等の具体的な検討には進展はせず、その後も児玉俊明氏が窓口となり、浦谷元彦氏と2～3回程面会し、情報交換などによるコミュニケーションを図りながら情報の共有をおこなってまいりました。その後、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを検討すべく、平成23年9月頃よりマイルストーン社と具体的な検討を開始することといたしました。その検討の結果、マイルストーン社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最も有利な条件であり、当社が受けた具体的な複数のご提案の中で、最も資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。また、割当予定先の選定にあたっては、将来的に必要となる資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略について把握していること、これまでの同種案件における実績等を条件として検討を進めた結果、本新株予約権のスキームをご提案いただいたマイルストーン社が最良の割当予定先であるとの結論に至りました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。既に日本の上場企業数社で新株予約権の引き受けの実績があり、払込も確実にしている会社であります。また、開示資料を元に集計すると、同社は設立以降平成23年12月9日現在までの約2年10ヶ月で、当社を除く上場企業14社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受並びに新株予約権の行使で約28億円の払込を行っております。上記の新株予約権は全て行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、D E Sによる財務状態の改善を図り、企業価値向上に向けた施策を実施する中で市場にご評価いただくことで本新株予約権の行使が進むこととなるものと考えられ、将来的に必要となる資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。

以上の理由により、マイルストーン社を本新株予約権の割当予定先に選定いたしました。

d . 割り当てようとする株式等の数

マイルストーン社 6,000株(60個)

e . 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、原則として、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、適時適切に売却する予定であるとのことです。

f . 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状況の説明を聴取し、預金口座の通帳の写しを確認することにより、払込に要する財産の存在について確認しております。割当予定先のマイルストーン社は、同社が提出した大量保有報告書、発行会社の開示資料を確認したところ、過去上場企業14社の新株予約権を引き受けております。上記大量保有報告書によると、マイルストーン社が過去に引き受けた新株予約権は、発行会社の株価が行使価額を上回っている状況下においては、確実に権利行使がなされております。また、当該新株予約権の行使により取得した株式の保有方針は、すべて発行会社の企業価値向上を目指した純投資であり、市場動向を勘案しながら売却する方針であると同っております。すなわち、マイルストーン社におきましては、行使 株式売却 行使というオペレーションがなされているため、当社といたしましては、必ずしもマイルストーン社が保有するすべての新株予約権を一度に行使できるだけの資金を保有していることが必要であるとは考えておりません。従いまして、当社が確認したマイルストーン社の預金残高1億3,800万円、及び財産状況の説明等から本新株予約権の権利行使に係る資金を十分に保有していると判断しております。

以上から、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g . 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるマイルストーン社及び当該割当予定先の役員が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。また、当社においても株式会社J P リサーチ & コンサルティング(東京都港区)に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力と関与は無いものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾が無い限り、割当先から第三者へは本新株予約権のままでは譲渡されません。また、当社は、本契約に基づき、割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として他の第三者への譲渡指示をすることができます。当社といたしましては「第一部証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載の通り、マイルストーン社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した資金調達先が確保できた場合には、マイルストーン社に対して本新株予約権の譲渡指示をすることが可能となります。また、譲渡指示を行う場合には、当社にて本新株予約権の割当予定先と同等の調査を譲渡先に対しても行います。なお、本契約においては、割当予定先が本新株予約権の譲渡を行う場合には、上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

## 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社プルートス・コンサルティング（東京都港区）が算定した本新株予約権の公正価値（1個当たり金5,700円）を参考に、当該公正価値と同額である1個当たり金5,700円といたしました。第三者機関による算定結果は、本新株予約権の行使価額（1株当たり金15,000円）、権利行使期間（2年間）、当社株式の市場売買高（約64株）及び株価（13,790円）、株価変動率（107.84%）、無リスク利率（0.130%）、配当利回り（0%）等の前提条件及び割当予定先の行動、すなわち、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日約13株（平均売買高の20%）売却すること、かつ、本新株予約権の発行要項に定められた取得条項に定める条件、すなわち、割当日から6ヶ月を経過した日以降、JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の150%を上回った場合、20営業日前までに事前通知することにより、本新株予約権の割当予定先の保有する本新株予約権の全部または一部を発行価額相当額で取得することを前提として算出してあります。取得条件として「当社株価が行使価額の150%を上回った場合」と設定いたしましたのは、当社の状況や当社株価推移等を勘案の上、市場からの評価が上昇したことにより、当社株価が本新株予約権の行使価額である15,000円の150%の価格である22,500円以上となった場合には、他の新たな資金調達（新株式、新株予約権の発行等）が実施できる状態になると現時点において判断しているためであり、この条件設定は妥当であると考えております。この本新株予約権を取得できる条項を付加することにより、株式の希薄化を抑制しつつ、より機動的な資金調達が可能になると考えております。当社は、本新株予約権の発行価額の決定の参考とするために、当該第三者機関からの算定結果報告書を取得しており、上述の算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであると判断していることから、その結果、本新株予約権の発行価額も適正であると判断しております。

株式会社プルートス・コンサルティングは、幹事証券会社の1社から推薦を受けた第三者機関です。当社は、以前から同社との面識があったこと及び新株予約権の第三者割当の評価実績があること等を鑑みて、信頼のおける算定機関だと判断し同社に算定を依頼しました。株式会社プルートス・コンサルティングと当社は、一切の資本関係及び人的関係並びに取引関係を有しておりません。また、株式会社プルートス・コンサルティングとマイルストーン社は、資本関係及び人的関係がないことを両社の登記簿謄本及びヒアリングにより確認するとともに、取引関係がないことを両社へのヒアリングにより確認しております。さらに、本新株予約権の発行におきましては、株式会社プルートス・コンサルティングよりマイルストーン社の紹介を受けておりますが、当該紹介に係る報酬や本件の成功報酬はございません。そのため、株式会社プルートス・コンサルティングは、第三者機関として、独立性を有していると判断しております。加えて、株式会社プルートス・コンサルティングは、上場企業における第三者割当の新株予約権評価の実績が市場の約4割を占めていること、同様の発行スキームにおける評価実績があること等から、信頼がおける評価機関として、本新株予約権の評価を依頼いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の過去1年間の株価推移、希薄化の規模等を総合的に鑑み、割当予定先との協議の結果、金15,000円を行使価額といたしました。

この行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引成立日の終値（13,790円）に対しては、8.8%のプレミアムで、取締役会決議日の直前営業日である平成23年12月8日から遡る直近1か月平均株価（13,314円）に対しては、12.7%のプレミアム、3か月平均株価（15,064円）に対しては、0.4%のディスカウント、6か月平均株価（16,907円）に対しては、11.3%のディスカウントとなります。行使価額自体は、3か月平均株価及び6か月平均株価に対してディスカウントとなっておりますが、当社の平成23年8月9日付プレスリリース「平成24年1月期業績予想（連結・個別）の修正に関するお知らせ」発表後に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断しており、そのため当該プレスリリース以前の期間を相当程度含む6か月平均株価に対するディスカウントがやや多くなっているとしても、当該株価は当社の適正な株式価値を反映していないものと考えられるべき合理的理由があるものと考えられます。また、3か月平均株価に対するディスカウント率は低い水準にとどまっております。そのうえ、当社の株式価値をより適正に反映しているものと考えられる直前取引成立日の終値及び1か月平均株価に対してはプレミアムが付されております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当該資金調達により、自己資本の充実による財務基盤の強化、収益性の改善により企業価値向上を図り、経営効率化と事業投資を積極的に進め、結果として中長期的な視点から株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資するものと判断して、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員(内、社外監査役3名)から、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動率、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定方法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションにより公正価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

茂木眞一氏及び勝時国際物流有限公司に割り当てる本第三者割当増資の本株式の議決権の個数15,100個(株式数は15,100株)及び本新株予約権の目的である議決権の個数6,000個(株式数は6,000株)を合わせた議決権個数は21,100個(株式数は21,100株)となり、当社の総議決権数24,133個(平成23年7月31日現在、以下同じ)に占める割合が87.43%と25%以上となることから、本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
茂木 眞一	東京都墨田区	8,873	36.77	8,873	29.45
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー	-	-	6,000	19.91
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	5,502	22.80	5,502	18.26
児玉 俊明	東京都港区	1,546	6.41	1,546	5.13
ダイワボウノイ株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎 町3-6-8	600	2.49	600	1.99
株式会社ギャルソンヌ	東京都江東区亀戸1-25-5	360	1.49	360	1.19
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋1-17-6	347	1.44	347	1.15
クリムゾン従業員持株会	東京都墨田区亀沢4-17-17	207	0.86	207	0.69
廣瀬 恭子	東京都墨田区	167	0.69	167	0.55
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜 2-4-6	155	0.64	155	0.51
計	-	18,307	75.86	23,721	78.72

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 平成23年7月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年7月31日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割り当てる予定の本新株予約権の目的である株式の総数6,000株を加えて算定しております。

4. 次の法人から平成19年10月17日付で変更報告書の提出があり、平成19年10月11日現在で以下の株式数を保有している旨の報告を受けておりますが、平成23年7月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済み株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門1 - 2 - 18 野依ビル2階	5,332	21.57

(参考)平成23年12月9日開催の取締役会において本新株予約権と同時に決議された本第三者割当増資により発行される新株式反映後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
茂木 眞一	東京都墨田区	8,873	36.77	17,173	37.97
勝時国際物流有限公司	UNIT 3312 33/F SHUI ON CENTRE 6-8 HARBOUR ROAD WANCHAI HK	550	2.28	7,350	16.25
マイルストーン・キャピ タル・マネジメント株式 会社	東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー	-	-	6,000	13.26
ゴールドマンサックスイ ンターナショナル (常任代理人 ゴールド マン・サックス証券株式 会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	5,502	22.80	5,502	12.16
児玉 俊明	東京都港区	1,546	6.41	1,546	3.42
ダイワボウノイ株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎 町3-6-8	600	2.49	600	1.33
株式会社ギャルソンヌ	東京都江東区亀戸1-25-5	360	1.49	360	0.80
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋1-17-6	347	1.44	347	0.77
クリムゾン従業員持株会	東京都墨田区亀沢4-17-17	207	0.86	207	0.46
廣瀬 恭子	東京都墨田区	167	0.69	167	0.37
計	-	18,152	75.22	39,252	86.78

( ) 1. 平成23年7月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 四半期報告書の「大株主の状況」に記載された「エイチエスピーシーブローキングセキュリティーズ(アジア)」の名義の550株は、実質勝時国際物流有限公司の所有のため、上記において合算した株式数で表記いたしております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断内容

当社は、カジュアルウェアの企画、生産委託(海外及び国内メーカーに対し)を行い、卸売を中心に小売も含めた商品販売事業と、自社所有ブランド及び、海外ライセンサーからブランドの使用許諾を取得し、サブライセンスをメーカーに供与または製造委託し、販売商品に対し、ロイヤリティー収入を収受するライセンス事業を営んでまいりました。

ここ近年においては、少子高齢化による消費減退=マーケットの縮小や、米金融危機に端を発した世界的な経済不況の影響による景気の急後退、それに伴う生活防衛意識の高まりからの個人消費の減少など厳しい環境の中で推移してまいりました。また当社が参画いたしておりますカジュアル市場におきましても、卸売の得意先各社の自社プライベートブランドの強化や、アパレルメーカーのSPA業態(製造小売業)への参入進展が加速、拡大し競争は熾烈さをまして推移してまいりました。このような状況のもと、当社では事業の選択と集中による収益の改善に努め業績の回復を図ってまいりました。営業面においては、基幹事業を卸売事業とライセンス事業に絞りこみ、小売事業につきましても不採算ブランドの閉鎖及び店舗の閉鎖を実施し収益性の改善、効率化を重視した営業活動に努めてまいりました。一方、販売費及び一般管理費につきましても、店舗閉鎖に伴う地代家賃や人件費、その他諸経費の削減、また、本社機能の集約や物流倉庫の統合及び縮小による業務の効率化と経費削減などを実施してまいりました。

しかしながら、長期的な円高やデフレの影響などによる雇用不安、家計所得減少等による個人消費が低迷し、市場における低価格志向の強まりによる商品の販売単価が下落し、売上高が大幅に減少しました。また、主要生産基地であります中国の人件費の上昇や原材料の高騰などにより商品原価が高まり、売上総利益の押し下げ要因ともなりました。このようにして生じた売上高及び売上総利益の大幅な減少を、販売費及び一般管理費の削減ではカバーをしきれず、結果、継続的な赤字

が続いている状況にあります。このように、売上高の大幅な減少及び多額の損失を計上している状況から、第26期会計年度より、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していません。

また、現在進行中の第28期連結会計年度(平成23年2月1日から平成24年1月31日)においても、日本国内の経済情勢や平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況での推移となりました。その結果、既に第2四半期連結会計期間まで2四半期連続で合計197,267千円の四半期純損失を計上し、平成23年7月31日現在の純資産額は16,197千円まで落ち込んだ後、平成23年12月9日付当社プレスリリース「平成24年1月期第3四半期決算短信(日本基準)(連結)」において公表のとおり、第3四半期連結会計期間において143,276千円の債務超過に陥ってしまいました。現在の連結業績予想からしますと今期末(平成24年1月31日)においても債務超過は解消されずに債務超過額は約1億円程度になることが懸念されます。

このような厳しい経営環境において財務基盤の強化を図りつつ、経営効率化と事業投資を積極的に進めて中長期的な成長戦略を策定し実現するためには、資本性の資金調達による財務基盤の強化を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であり、また、債務超過を解消し対外信用を回復させることが急務となっております。

今期末(平成24年1月31日)において債務超過である場合には、株式会社大阪証券取引所が定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号(債務超過)に該当することとなるため、1年間の猶予期間はございますが、財務体質の改善が喫緊の課題となっており、資金調達的手段を平成23年2月頃から積極的に検討してまいりました。

まず、2期連続赤字等直近の経営成績・財務状況等から金融機関より新規の運転資金を調達することは困難であり、また借入を行ったとしても債務超過の危険性の回避には至りません。そのため、資金を直接調達する手法を検討することといたしました。そこで、資本性の資金調達の方法としては、公募増資や株主割当増資という手段もあるものの、当社グループの事業環境や資本市場の状況等を考慮すると必要な資金が確実に集まる可能性は極めて低いと考えられるため、平成23年7月頃より、これらの資金調達手法の採用は見送り、確実性が高くかつ迅速な資金調達方法である第三者割当増資を行うことが妥当であると判断しました。第三者割当増資の方法による資金調達は、公募増資または株主割当での発行と比して経営効率化と事業投資をスピーディーに実行するための一定規模の資金を迅速かつ確実に確保することができる方法であると考えております。

そのため、平成23年7月頃より、今後の当社グループの事業戦略をご理解いただき、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索して、幹事証券をはじめとする金融商品取引業者等から斡旋などによる複数の有力先を割当先候補として接触を重ねてまいりました。しかし、現状の事業環境下において、当社の求めるタイミングにおいて多額の資金を出資していただける割当候補先はなかなか見当たらず、前述のとおり、事業年度末においても債務超過が解消されない危険性が近づいてきました。

また、金融機関からの新規借入れも行えず、手元流動資金も十分とはいえない状況が続いており、平成23年の年末商戦に向けた商品を投入するための運転資金の確保が早急に必要状況となっていました。そのため平成23年11月及び12月に、当社の代表取締役社長であります姚健氏の出資会社である勝時国際物流有限公司から運転資金の不足を補うため、730,000USドルの貸付を行っていただきました。しかしながら、会社関係者からの借入により運転資金を賄うことには限界があり、また、借入では債務超過は解消できないことから、資本性の資金調達を行うことにより財務体質を改善すると共に減少した売上の増大を図るため、今後の仕入及び設備投資を行うための運転資金の確保が必須となっております。

このような状況下、まずは喫緊の課題である債務超過問題を早急に解消するため、金融機関からの借入が困難となっていたことにより、平成23年1月に当社代表取締役会長の茂木眞一氏から行っていた借入、平成21年4月、平成23年11月及び12月に行った勝時国際物流有限公司からの借入について、DESを実施することにより、合計249,995,600円の債務圧縮と自己資本の改善を図り、かつ将来における金利等の負担を軽減することが、確実性が高くかつ迅速な資本増強策であるため、本第三者割当増資を実施することを選択いたしました。

茂木眞一氏及び勝時国際物流有限公司に50%出資する姚健氏におかれては、いずれも当社の経営者として当社の財務状況を改善すべき切迫した必要性を痛感すると共に、中長期的な成長戦略を策定し実現するには、財務体質の強化を図りつつ成長基盤の早期構築を達成し、当社企業価値の増大へのコミットメントを行う意味において、勝時国際物流有限公司に残りの50%を出資する董事局主席の王綱氏と共に、本第三者割当増資の引き受けを承諾していただきました。

また、当社は、本株式の発行と合わせて、本新株予約権の発行も決議しております。これは、DESにより財務状態の改善は図ることはできますが、DESでは資金の払込はなされないため、減少した売り上げの増大を図るための追加の運転資金が確保できませんので、この点を補完する方策として本新株予約権の行使による追加的な資本増強を行う機会を確保することが相当であると判断したために行うものです。なお、本新株予約権による払込金額の総額については、手取金の具体的な用途について後述するとおり、今後必要となる資金として、システムの構築費用として約10,000,000円、商品仕入資金として約76,142,000円を想定しているため、これらを確保する為に十分な金額となることを最優先に検討しました。この点、当社の財務内容や新規の運転資金を確保して収益の増大を早期に実現する観点からすればより多額なものとすることも考えられますが、新株予約権という株価が行使価額を上回らなければ行使が進まない資金調達の実現の不確実性、これ

による株式の希薄化のリスクにも鑑み、相当程度の規模にとどめるべきとの判断から、90,342,000円といたしました。かかる資金調達の実現できれば、当社の財務内容、収益状況も改善し、新規借入の実現など他の資金調達の選択肢も出てくるものと考えられ、必要かつ十分な金額であると考えております。加えて、前述のとおり他の資金調達手段の実現可能性が極めて低い状況においては、本新株予約権による資金調達によらなければ新規の資金調達が困難な状況であります。しかしながら、本新株予約権によっても、本新株予約権の行使期間とした払込期日より平成26年1月30日までの2年間に於いて、現在当社が想定しているそれまでの期間の資金需要を賄えるものとなっています。さらに、当社より一定の行使指示が行えるものとされていますが、それ以外に行使を制限する条件等はありませんので、株価動向によっては十分新規資金調達という当社の目的は達成しうるものと考えられます。

当社は、平成21年頃から勝時国際物流有限公司より運転資金を借り入れるなどしていたため、各種の資金調達について随時検討しておりましたところ、平成22年9月頃に、今回の新株予約権の設計を担当した株式会社ブルー・コンサルティングから、当社専務取締役であります児玉俊明氏が、本新株予約権の割当予定先でありますマイルストーン社をご紹介頂き、代表取締役である浦谷元彦氏とお会いし、新株予約権の発行による資金調達の説明並びにこれまでの事例についてご説明いただきました。しかしながら、その際には第三者割当増資等の具体的な検討には進展はせず、その後も児玉俊明氏が窓口となり、浦谷元彦氏と2～3回程面会し、情報交換などによるコミュニケーションを図りながら情報の共有をおこなってまいりました。その後も当社といたしましてはいくつかの資金調達に関する案件についての検討は続け、前述のとおり平成23年7月頃からは第三者割当増資の手法を具体的に検討してまいりました。この間、国内の同業アパレル企業や、中国を中心とした繊維大手企業等との資本提携の話などがございましたが、残念ながら双方の条件が合わず、締結には至りませんでした。今般、本第三者割当増資を実施することといたしました。これにより財務状態の改善は図れ、債務超過の危険性を回避できたとしても、追加の資本により運転資金を確保するという目的は達することができませんが、新株予約権によっても、行使が進められればこれが実現可能であることから、現状の当社が売上増大を図るための追加の運転資金を確保するための現実的かつ最適の資金調達手段であるものと考え、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを検討すべく、平成23年9月頃よりマイルストーン社と具体的な検討を開始することといたしました。その検討の結果、マイルストーン社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最も有利な条件であり、当社が受けた具体的な複数のご提案の中で、最も資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。また、割当予定先の選定にあたっては、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略について把握していること、これまでの同種案件における実績等を条件として検討を進めた結果、本新株予約権のスキームをご提案いただいたマイルストーン社が最良の割当予定先であるとの結論に至りました。

今回の資金調達により、本株15,100株及び本新株予約権の目的である株式の総数6,000株を合わせた21,100株に係る総議決権数は21,100個となり当社の総議決権数24,133個(平成23年7月31日現在)に占める割合が87.43%となることから、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は相応の株式価値の希薄化につながることであり、加えて株価が低迷するリスクも考えられます。しかしながら、本第三者割当増資により、自己資本の充実により債務超過の危険性を回避することができます。また、本新株予約権の行使が進めば、今後の事業の安定成長および拡大にむけた仕入資金とシステム等の設備に投資できるなど、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行はいずれも収益性の改善による企業価値向上を図るためには必要な資金調達であり、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資するものと判断しております。

なお、本第三者割当増資はD E Sであるため新規の資金は調達できません。しかし対象となる借入のうち、茂木眞一氏からの借入金145,000,000円につきましては、平成20年に金融機関2行からの運転資金の借り入れに際して、茂木眞一氏に個人資産であります定期預金を担保として入れていただき、金融機関から150,000,000円の借り入れを行ないました。その後金融機関からの借入金残高減少のため、茂木眞一氏に一旦、担保を解除していただき、平成23年1月に茂木眞一氏より145,000,000円の借り入れを行ない、金融機関へ借入金の返済をした際のものであります。勝時国際物流有限公司からの借入金につきましては、平成21年4月25日の100万U S ドルは平成21年5月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するL C(信用状)の決済資金として使用しました。また、平成23年11月24日の借入金であります33万U S ドルにつきましては、同日平成23年11月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するL C(信用状)の決済資金として約15万9千U S ドルと、T T(電信送金)の決済資金として約16万U S ドルに使用し、同12月分の仕入れに対するT T(電信送金)の決済資金に約1万1千U S ドル使用しました。平成23年12月7日の40万U S ドルの借入金につきましては、同日平成23年12月分の中国からのカジュアルウェアの仕入れに対するT T(電信送金)の決済資金として約2万5千U S ドルと、海外ライセンスサーから供与を受けております、ブランドの使用許諾に対するミニマムロイヤリティー支払資金として約37万5千U S ドル使用しました。

これらの借入金は、当社グループの事業の保全に不可欠であったものであり、またD E Sが実行されることにより、自己資本の充実により債務超過の危険性が回避されますし支払利息の減少により資金余力を当社に生じさせることができます。また、本新株予約権の行使による手取金の使途につきましては、今後の事業の安定成長及び売上高の拡大に向け、基幹事業であります卸売の商品仕入資金と、システム構築費用を予定いたしております。まず、商品仕入資金につきましては、展開3年目を迎えますカジュアルウェアブランドの、市場における売上シェアの拡大に向け、展開型数や数量の増加を計



画しており、また既存展開カジュアルウェアブランドでは、主軸アイテムでありますTシャツやトレーナー・パーカー等のスウェット素材の販売強化のために商品仕入の増加を計画しております。これらの商品仕入資金といたしまして約76,142,000円を予定しております。もう一点は、経済産業省の「流通システム標準化事業」により、日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会など業界団体が策定し、当社主力得意先であります総合量販店が導入を推進しております新システムに対応すべく、当社におきましてもシステム(流通BMS)構築費用として約10,000,000円を予定いたしております。このシステム構築の設備投資につきましては、商品の受発注や決済の情報などを電子的にやり取りするためのデータ形式の変更に対応し、また事務処理の手間の軽減や伝票の保管コストを削減することもできるなどの効果も期待できるものであります。加えて、本新株予約権の行使が進めば、当社の財務状態は更に改善され、当社グループが年間を通じて行う借換え等を含む金融機関各社からの新規資金調達の交渉を有利にすることができ、経営の安定化につながるものと考えております。

よって、本第三者割当増資及び本新株予約権による資金調達によって、当社グループ事業の保全、財務基盤の安定化、企業価値及び株主価値の向上に寄与すると見込まれるため、当該資金用途には合理性があるものと判断しております。

当社は、以上の目的及び理由から、本第三者割当増資及び本新株予約権による資金調達を実施することといたしました。

## (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることになっているため、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

なお、本第三者割当増資は支配株主との取引等に該当いたしません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第27期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成23年12月9日)までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成23年12月9日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成23年12月9日)現在において当社グループが判断したものであります。

#### 4 [事業等のリスク]

(1)~(7)略

#### (8) 重要事象等について

現在進行中の第28期連結会計期間においては、日本国内の経済情勢や平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況での推移となりました。その結果、第1四半期連結会計期間においては営業損失75,599千円を計上し、第2四半期連結会計期間においても営業損失83,671千円が計上いたしました。

このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、収益性と財務体質の早急な改善を迫られております。

#### (9) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成23年12月9日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は24,133個(平成23年7月31日現在)であり、今回の新株式の発行数15,100株及び新株予約権の目的である株式の総数6,000株を合わせた21,100株に係る議決権数は21,100個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は87.43%(発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は46.65%)と25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、本第三者割当増資により、自己資本の充実により債務超過の危険性を回避することができま。また、本新株予約権の行使が進めば、早急に事業を黒字化すべく、基幹事業であります卸売を中心に商品仕入決済資金及び、新システム構築等を行い収益性の改善による企業価値向上を図るためには必要な資金調達であり、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資するものと判断しております。

#### (10) 資金調達に関わるリスク

当社は平成23年12月9日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、事業計画の縮小など見直しを行うことがあります。

## 2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第27期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に  
て、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成23年4月28日提出の臨時報告書〕

### 1. 提出理由

当社は、平成23年4月26日開催の第27期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2. 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成23年4月26日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、茂木眞一、姚健、児玉俊明、宮下孝春、関口勝一、山本真樹、丸山ゆかり、森谷祐二を取締役に選任するものであります。

##### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、太田明を監査役に選任するものであります。

#### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)	
第1号議案 取締役8名選任の件						
茂木 眞一	12,214	54	-	(注)	可決	94.48
姚 健	12,208	60	-		可決	94.44
児玉 俊明	12,214	54	-		可決	94.48
宮下 孝春	12,215	53	-		可決	94.49
関口 勝一	12,215	53	-		可決	94.49
山本 真樹	12,215	53	-		可決	94.49
丸山 ゆかり	12,213	55	-		可決	94.48
森谷 祐二	12,213	55	-		可決	94.48
第2号議案 監査役1名選任の件				(注)		
太田 明	12,218	50	-		可決	94.52

(注) 議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

#### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分と、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会に出席した株主のうち、賛成、反対、および棄権の確認ができていない一部株主に係る議決権の数は加算していません。

[平成23年6月14日提出の臨時報告書]

1. 提出理由

平成23年6月10日の当社取締役会決議により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2. 報告内容

(5) 当該事象の発生日

平成23年6月10日 当社取締役会決議日

(6) 当該事象の内容

平成24年1月期第1四半期において、下記のとおり特別損失に計上いたしました。

資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額の計上	18百万円
本社移転に伴う減損損失の計上額	7百万円
非連結子会社の閉鎖に伴う清算差額の計上	4百万円
店舗閉鎖に伴う固定資産の除却損の計上	4百万円
得意先の破産等に伴う貸倒引当金の計上	2百万円

(7) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

上記、当該事象により平成24年1月期(自平成23年2月1日至平成24年1月31日)の第1四半期(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)において、特別損失として37百万円を計上いたしました。

### 3. 最近の業績の概要

平成23年12月9日開催の取締役会において決議された第28期第3四半期連結会計期間(自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)及び第28期第3四半期連結累計期間(自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

この四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年10月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年1月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	30,514	99,429
受取手形及び売掛金	254,624	823,437
たな卸資産	230,385	263,751
その他	76,673	177,009
貸倒引当金	1,017	2,179
流動資産合計	591,179	1,361,448
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	115,901	128,607
土地	132,216	132,216
その他(純額)	6,604	11,764
有形固定資産合計	254,722	272,588
無形固定資産	80,533	108,390
<b>投資その他の資産</b>		
未収還付法人税等	119,236	120,250
その他	172,443	342,335
貸倒引当金	20,445	85,983
投資その他の資産合計	271,234	376,602
固定資産合計	606,489	757,581
資産合計	1,197,668	2,119,030
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	468,443	643,322
短期借入金	532,372	663,295
1年内返済予定の長期借入金	93,638	174,728
未払金	139,926	183,417
未払法人税等	13,286	17,290
引当金	894	1,978
その他	59,953	96,493
流動負債合計	1,308,515	1,780,525
<b>固定負債</b>		
長期借入金	26,740	120,786
繰延税金負債	488	767
資産除去債務	5,201	-
固定負債合計	32,430	121,553
負債合計	1,340,945	1,902,079



(単位:千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年10月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	996,650	996,650
資本剰余金	1,262,690	1,262,690
利益剰余金	2,287,351	1,928,612
自己株式	81,809	81,809
株主資本合計	109,820	248,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,509	5,240
繰延ヘッジ損益	1,253	3,733
為替換算調整勘定	29,905	29,206
評価・換算差額等合計	39,668	38,179
新株予約権	6,212	6,212
純資産合計	143,276	216,951
負債純資産合計	1,197,668	2,119,030

(2) 四半期連結損益計算書  
(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)
売上高	2,029,458
売上原価	1,304,986
売上総利益	724,472
販売費及び一般管理費	1,019,657
営業損失( )	295,185
営業外収益	
受取利息	33
受取配当金	430
為替差益	13,002
店舗閉鎖益	6,447
業務受託手数料	3,060
その他	4,791
営業外収益合計	27,766
営業外費用	
支払利息	13,811
持分法による投資損失	6,255
貸倒引当金繰入額	14,473
その他	2,709
営業外費用合計	37,248
経常損失( )	304,667
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,161
特別利益合計	1,161
特別損失	
固定資産除却損	8,046
減損損失	7,698
貸倒引当金繰入額	2,499
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	18,768
子会社整理損	4,606
その他	1,613
特別損失合計	43,233
税金等調整前四半期純損失( )	346,738
法人税、住民税及び事業税	9,856
法人税等調整額	2,258
法人税等還付税額	115
法人税等合計	12,000
少数株主損益調整前四半期純損失( )	358,739
少数株主利益	-
四半期純損失( )	358,739

(第3四半期連結会計期間)

(単位:千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年8月1日 至平成23年10月31日)
売上高	487,504
売上原価	345,500
売上総利益	142,004
販売費及び一般管理費	277,917
営業損失( )	135,913
営業外収益	
受取利息	10
店舗閉鎖益	2,157
その他	904
営業外収益合計	3,071
営業外費用	
支払利息	4,080
為替差損	4,499
持分法による投資損失	7,973
貸倒引当金繰入額	7,557
その他	1,416
営業外費用合計	25,527
経常損失( )	158,369
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,161
特別利益合計	1,161
特別損失	859
税金等調整前四半期純損失( )	158,066
法人税、住民税及び事業税	2,872
法人税等調整額	532
法人税等合計	3,404
少数株主損益調整前四半期純損失( )	161,471
少数株主利益	-
四半期純損失( )	161,471

## (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成23年2月1日  
至平成23年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失( )	346,738
減価償却費	10,290
無形固定資産償却費	29,985
長期前払費用償却額	129
減損損失	7,698
子会社整理損	4,606
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	18,768
貸倒引当金の増減額( は減少)	15,810
受取利息及び受取配当金	463
支払利息	13,811
為替差損益( は益)	4,344
持分法による投資損益( は益)	6,255
返品調整引当金の増減額( は減少)	1,084
有形固定資産除却損	8,046
売上債権の増減額( は増加)	565,563
たな卸資産の増減額( は増加)	31,416
仕入債務の増減額( は減少)	163,164
未払金の増減額( は減少)	59,555
その他	66,826
小計	203,857
利息及び配当金の受取額	463
利息の支払額	12,853
法人税等の支払額	18,152
営業活動によるキャッシュ・フロー	173,314
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	4,861
無形固定資産の取得による支出	2,700
投資有価証券の取得による支出	1,145
出資金の回収による収入	212
敷金及び保証金の回収による収入	68,164
その他	110
投資活動によるキャッシュ・フロー	59,559
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	130,923
長期借入金の返済による支出	170,756
財務活動によるキャッシュ・フロー	301,679
現金及び現金同等物に係る換算差額	110
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	68,914
現金及び現金同等物の期首残高	99,429
現金及び現金同等物の四半期末残高	30,514

(4) 継続企業の前提に関する注記

当第3四半期連結累計期間の当社グループの業績は、日本国内の経済情勢や平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災及びその後の原発事故、電力供給不安などが影響し、消費者の生活防衛意識の高まりや消費マインドの低下などにより個人消費は厳しい状況での推移となりました。その結果、当第3四半期連結累計期間においても営業損失295,185千円、経常損失304,667千円、四半期純損失358,739千円を計上し、結果、143,276千円の債務超過となっております。

このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、収益性と財務体質の早急な改善を迫られております。

当社グループは、当該状況を解消し、安定的な収益を確保できる企業体質を構築するために、営業活動では、既存ブランドについて現在のポジショニングの分析とブランドポートフォリオの見直しを行い、引き続き市場規模に適した戦略を立案し実行してまいります。

また、第4四半期以降につきましても、引き続き消費者の生活防衛意識の高まりや消費の自粛などにより個人消費は厳しい状況下で推移するものと予想されます。

このようなマーケット状況を踏まえ、低価格志向のマーケットニーズに対応すべくブランド及びアイテムにおいてポジショニングの差別化を図り、販売数量の増加と販売単価下落の抑制を計画しております。このような対応策を遂行することで、ブランド認知度とブランドロイヤリティを維持しながら収益性を高めてまいります。

また、当社は、当第3四半期決算短信発表日(平成23年12月9日)開催の取締役会において「第三者割当による新株式発行(デット・エクイティ・スワップ)、第2回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結並びに主要株主及びその他の関係会社の異動」を決議しており、これらの施策を推進することで経営基盤の強化を図り、企業経営の安定化に努めてまいります。

しかしながら、収益性の改善は今後の景況感に左右されるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(5) セグメント情報

[事業の種類別セグメント情報]

前第3四半期累計期間(自平成22年2月1日至平成22年10月31日)

前第3四半期累計期間については、四半期連結貸借対照表のみ作成しており、かつ、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[所在地別セグメント情報]

前第3四半期累計期間(自平成22年2月1日至平成22年10月31日)

前第3四半期累計期間については、四半期連結貸借対照表のみ作成しており、かつ、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[海外売上高]

前第3四半期累計期間(自平成22年2月1日至平成22年10月31日)

前第3四半期累計期間については、四半期連結貸借対照表のみ作成しており、かつ、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[セグメント情報]

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

なお、当社グループは、所有権及び使用権を有するブランドのアパレル繊維商品(主にカジュアルウェア)に関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日	平成23年4月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第28期 第2四半期)	自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日	平成23年9月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年4月26日

株式会社クリムゾン  
取締役会 御中

## フェニックス監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 生明 真

代表社員

業務執行社員 公認会計士 今井 良明

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成22年2月1日から平成23年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリムゾン及び連結子会社の平成23年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において売上高4,911,842千円、営業損失362,105千円、経常損失296,539千円、当期純損失329,070千円を計上しており、このような売上高の大幅な減少及び多額の損失を計上している状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クリムゾンの平成23年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社クリムゾンが平成23年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年9月14日

株式会社クリムゾン  
取締役会 御中

### フェニックス監査法人

代表社員 公認会計士 生明 真 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 智広 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成23年2月1日から平成24年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年2月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クリムゾン及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第2四半期連結累計期間においても営業損失159,271千円を計上している状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年4月27日

株式会社クリムゾン  
取締役会 御中

## フェニックス監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 生明 真

代表社員

業務執行社員 公認会計士 今井 良明

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリムゾンの平成22年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt;内部統制監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クリムゾンの平成22年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社クリムゾンが平成22年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年9月14日

株式会社クリムゾン  
取締役会 御中

フェニックス監査法人

代表社員 公認会計士 生明 真 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 今井 良明 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第27期事業年度の第2四半期会計期間(平成22年5月1日から平成22年7月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成22年2月1日から平成22年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クリムゾンの平成22年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

株式会社クリムゾン  
取締役会 御中

フェニックス監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 生明 真

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 今井 良明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリムゾンの平成23年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度において売上高4,818,271千円、営業損失360,305千円、経常損失301,341千円、当期純損失333,203千円を計上しており、このような売上高の大幅な減少及び多額の損失を計上している状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。